

令和 2 年度 事業計画

社会福祉法人恵正福社会

相談支援事業

1. はじめに

指定障害児相談支援事業と指定特定相談支援事業を行う事業所として令和元年 10 月 1 日に指定を受けました。開設当初は、相談支援員の配置が整わず、本格稼働が令和 2 年の 2 月からとなりました。今年度は、当面の目標契約数の 40 件を早く達成できるように、区内事業所、所管の障害者育成課等と連携し、事業を進めていきたいと考えています。

2. 目的

利用児童の学校終了後および学校休業日の居場所として、また、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与します。

3. 運営方針

事業の運営に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

指定特定相談支援は、利用者又は障がい児の保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとします。

事業所は、自らその提供する指定特定相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。その他、関係法令等を遵守し事業を実施します。

4. 事業内容等

(1) 開所日

月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日を除く）

(2) 営業時間

9：00～17：00

(3) 支援内容

①障害児相談支援事業

- ・障害児通所支援利用者に対して、障害児支援利用計画の作成を行い、サービス事業所等との連絡調整を行う。
- ・継続障害児支援利用援助：定期的に障害児のサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行う。

②特定相談支援事業

- ・計画相談支援・サービス利用支援：障害福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整を行う。
- ・継続サービス利用支援：定期的にサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行う。

(4) 通常の事業の実施地域

品川区

5. 職員配置

ア 管理者 兼 相談支援専門員 1名

6. 会議など

職員会議 月1回

事業部会議 月1回

7. 職員研修

年度当初に年間研修計画を定めて、年12回程度実施する。

また、下記の研修については、順次受講する。

- ・虐待防止研修
- ・上級救命講習

8. 防災対策

併設の放課後等デイサービスと一緒に、月1回防災訓練を行う。

月	訓練種類	内容
4月	火災訓練・昼間	自主訓練 避難経路確認
5月	火災訓練・昼間	自主訓練
6月	防災器具等訓練	自主訓練・消防設備学習訓練
7月	火災訓練・昼間	自主訓練
8月	震災訓練・昼間	自主訓練・ライフライン維持訓練
9月	震災訓練・昼間	自主訓練・ライフライン維持訓練

10月	総合防災訓練	救命救急訓練
11月	火災訓練・昼間	自主訓練 避難経路確認
12月	火災訓練・昼間	自主訓練
1月	震災訓練・昼間	自主訓練・ライフライン維持訓練
2月	震災訓練・昼間	自主訓練・ライフライン維持訓練
3月	火災訓練・昼間	自主訓練

9. 稼働目標

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
新規契約	5	5	5	3	3	3	3	3	3	3	0	3	42
合計契約	10	15	20	23	26	29	32	35	38	41	41	44	333